

証券コード 9414

平成29年10月30日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

日本BS放送株式会社

代表取締役会長兼社長 齋藤 知久

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成29年11月13日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使の場合〕

所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

本総会は、開催場所が昨年と異なります。ご注意ください。

記

1. 日 時 平成29年11月14日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 第19期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）事業報告の内容報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬の額及び具体的な内容決定の件 |
- 以 上

.....
※株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://corp.bs11.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了解の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（下記URL）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

<http://www.it-soukai.com/>

2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計上、平成29年11月13日（月曜日）午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
4. 各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方式による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00 土・日・祝日を除く）
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。
みずほ信託銀行 証券代行部
電話番号 0120-228-324（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案したうえで、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配当の基本方針としています。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき18円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき18円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、320,448,564円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年11月15日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	さいとう ともひさ 齋藤 知久 (昭和24年1月18日生)	昭和53年11月 小西六写真工業株式会社(現コニカミノルタ株式会社)入社 昭和62年4月 Konica Singapore, Pte. Ltd. 代表取締役社長 平成12年6月 コニカマーケティング株式会社代表取締役社長 平成15年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役 平成16年6月 コニカミノルタフォトイメージング株式会社常務取締役 平成17年4月 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A. Inc. 代表取締役社長 平成18年6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社取締役 平成21年6月 株式会社ビックカメラ入社 平成21年6月 当社出向 平成21年6月 当社執行役員営業担当 平成21年9月 当社執行役員営業局長兼営業開発部長 平成21年11月 当社取締役営業局長兼営業開発部長 平成23年9月 当社取締役営業局長 平成25年6月 当社取締役副社長 編成局・制作局・営業局・事業局管掌 平成26年6月 当社取締役副社長 メディア戦略局・編成局・制作局・営業局・事業局管掌 平成26年9月 当社代表取締役副社長 平成27年3月 当社代表取締役会長 平成27年11月 当社代表取締役会長兼社長 経営戦略局担当(現任)	4,400株
		<p>■選任理由 齋藤知久氏は、経営者としての豊富な経験を有していると共に、当社の営業体制をリードしてきた実績を踏まえ、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラを、平成24年8月に退職しております。同氏は過去5年間に当社において業務執行者であったことはありません。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">お の ぢ ら と お ろ 小野寺 徹 (昭和32年11月30日生)</p>	<p>昭和56年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 平成10年12月 株式会社BS日本出向 平成14年7月 同社営業局次長 平成15年6月 日本テレビ放送網株式会社コンテンツ事業局出版部長 平成18年7月 同社編成局宣伝部長 平成19年7月 同社コンテンツ事業局番組販売部長 平成20年7月 株式会社BS日本出向 平成20年12月 同社営業局長 平成23年6月 同社取締役営業局長 平成25年7月 日本テレビ放送網株式会社コンプライアンス推進室次長 平成26年12月 当社執行役員マーケティング室長 平成27年4月 当社執行役員マーケティング局長兼コンテンツ事業部長 平成27年11月 当社常務取締役 編成局・制作局・営業局・マーケティング局・報道局・技術局担当 平成28年10月 当社常務取締役 編成局・制作局・営業局・ソリューション営業局・報道局・技術局担当 平成28年11月 当社専務取締役 編成局・制作局・営業局・ソリューション営業局・報道局・技術局担当 平成29年4月 当社専務取締役 マーケティングコミュニケーション室・編成局・制作局・営業局・ソリューション営業局・報道局・技術局担当 平成29年9月 当社専務取締役 編成局長兼営業局・ソリューション営業局・報道局・技術局・次世代メディア局担当(現任)</p> <p>■選任理由 小野寺徹氏は、BSを含む放送業界全般における幅広い業務の経験と、高い見識を有しており、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	ふたつき ひろたか 二木 啓孝 (昭和24年11月29日生)	<p>昭和58年4月 株式会社日刊現代 編集局入社 昭和60年4月 同社編集局ニュース編集部部长 平成18年6月 当社取締役 平成19年10月 当社取締役営業・編成・報道制作担当兼編成部長 平成20年3月 当社取締役編成局長 平成21年9月 当社取締役編成・制作局長兼広報企画部長 平成23年9月 当社取締役編成局長 平成24年7月 当社取締役編成局長兼編成マーケティング部長 平成25年6月 当社取締役報道局長 平成26年10月 当社取締役報道局管掌 平成27年9月 当社取締役編成局・制作局管掌 平成27年11月 当社取締役制作局管掌兼編成局長兼編成部長 平成28年10月 当社取締役編成局長兼編成部長 平成29年9月 当社取締役制作局担当（現任）</p> <p>■選任理由 二木啓孝氏は、ジャーナリストとしての経歴と、当社の編成・報道・制作業務を通じて培った専門知識が、当社番組の編成・制作に発揮されることが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	3,700株
4	しも の よしひろ 下野 芳裕 (昭和30年9月30日生)	<p>昭和54年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成15年10月 同行大宮支店長 平成18年7月 同行福岡支店付参事役（株式会社東洋新薬出向） 平成19年8月 株式会社東洋新薬営業推進本部東京営業第二部長 平成22年4月 同社執行役員営業推進本部東京営業第四部長 平成24年7月 当社執行役員管理局长 平成24年11月 当社取締役管理局长 平成27年9月 当社取締役営業局・マーケティング局管掌 平成27年11月 当社取締役経理局长兼内部統制・コンプライアンス・マイナンバー制度担当 平成29年9月 当社取締役経理局长兼内部統制・コンプライアンス担当（現任）</p> <p>■選任理由 下野芳裕氏は、金融機関等における豊富な経験を有しており、財務面及び内部統制の観点から十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	3,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
5	た さ き か つ や 田 崎 勝 也 (昭和36年10月29日生)	昭和62年12月 一般社団法人民間活力開発機構入 社 平成13年4月 株式会社電通恒産サービス（現株 式会社電通ワークス）入社 平成14年10月 株式会社電通入社 平成19年10月 当社営業2部担当部長 平成21年8月 当社営業局営業部長 平成25年6月 当社執行役員営業局長 平成27年11月 当社取締役営業局長 平成28年11月 当社取締役ソリューション営業局 長（現任） ■選任理由 田崎勝也氏は、広告業界における豊富な経験と、 当社営業部門における十分な実績を有している ことから、取締役としての選任をお願いするも のであります。 ■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はあり ません。	1,100株
6	ひ ら や ま な お き 平 山 直 樹 (昭和36年4月2日生)	昭和60年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社 みずほ銀行）入行 平成18年2月 同行鷺沼支店長 平成21年1月 同行香里支店長 平成24年4月 同行審査第一部参事役 平成25年5月 当社出向 平成25年5月 当社編成局編成マーケティング部 長 平成26年6月 当社執行役員メディア戦略局長 平成27年9月 当社執行役員経営戦略局長 平成28年8月 当社執行役員経営戦略局長兼業務 渉外室長 平成28年10月 当社執行役員経営戦略局長 平成28年11月 当社取締役経営戦略局長 平成29年5月 当社取締役経営戦略局長兼秘書室 長 平成29年9月 当社取締役経営戦略局長（現任） ■選任理由 平山直樹氏は、金融機関における豊富な経験と、 当社におけるメディア戦略部門、経営戦略部門 における十分な実績を有していることから、取 締役としての選任をお願いするものであります。 ■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はあり ません。	300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;">あらい よしあき 新井 良亮 (昭和21年9月1日生)</p>	<p>昭和41年4月 日本国有鉄道入社 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成9年10月 東日本旅客鉄道株式会社東京地域 本社事業部長 平成12年6月 同社取締役事業創造本部担当部長 平成14年6月 同社常務取締役事業創造本部副本 部長 平成21年6月 同社代表取締役副社長事業創造本 部長 平成23年6月 同社代表取締役副社長事業創造本 部長兼株式会社ルミネ代表取締役 社長 平成24年6月 株式会社ルミネ代表取締役社長 平成25年11月 当社取締役（現任） 平成29年6月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締 役（現任） 平成29年6月 株式会社ルミネ取締役会長（現 任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ルミネ取締役会長 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役</p> <p>■選任理由 新井良亮氏は、経営者としての豊富な経験と幅 広い見識をもとに取締役会の意思決定に際して 適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締 役会の意思決定に際して適切な指導をお願いで きるものと判断し、社外取締役としての選任を お願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に 定める社外取締役候補者であります。 同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上 場規程第436条の2に規定する独立役員候補者 であります。 同氏は、株式会社ルミネの取締役会長及び株式 会社埼玉りそな銀行の社外取締役を兼務してお ります。なお、当社とこれらの兼職先との間に は重要な取引その他の関係はありません。 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の 規定により、同法第423条第1項に定める賠償責 任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任 限定契約を締結しております。なお、本議案が 承認可決され、同氏が選任された場合、上記責 任限定契約を継続する予定であります。 同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の 時をもって4年となります。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はあり ません。</p>	3,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
8	<p style="text-align: center;">やまぐち かおり 山口 香 (昭和39年12月28日生)</p>	<p>平成19年4月 武蔵大学人文学部教授 平成20年4月 筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授 平成23年10月 筑波大学体育系准教授（現任） 平成26年6月 コナミホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 平成27年11月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 筑波大学体育系准教授 コナミホールディングス株式会社社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 公益財団法人全日本柔道連盟監事 公益財団法人日本サッカー協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事</p> <p>■選任理由等 山口香氏は、女子柔道界の先駆者でありスポーツ文化の向上に多大な貢献をされ、現在は国立大学で教鞭を執る等、様々な分野で活躍されており、同氏の豊富な経験と幅広い見識は、当社の継続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しており、独立した客観的且つ多様な観点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化、スポーツを含む番組全般に対する助言・提案を頂いております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。 同氏は、筑波大学体育系准教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。 同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終了の時をもって2年となります。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
9	<p style="text-align: center;">かわむら ひとし 川村 仁志 (昭和30年9月3日生)</p>	<p>昭和51年4月 株式会社ビックカラー入社 昭和58年6月 株式会社ビックカメラ（高崎）取締役店長 平成元年2月 同社代表取締役社長 平成10年3月 株式会社生毛工房代表取締役社長 平成18年2月 株式会社ビックカメラ総務部担当部長 平成19年11月 当社監査役 平成20年1月 株式会社ビックカメラ執行役員総務担当 平成20年11月 同社取締役総務担当 平成21年2月 同社取締役総務部長 平成23年6月 株式会社東京計画代表取締役社長 平成23年9月 株式会社ビックカメラ取締役執行役員総務部長 平成25年1月 同社取締役副社長 平成27年9月 同社取締役副社長執行役員総務本部長兼総務部長 平成27年11月 当社取締役（現任） 平成28年4月 株式会社ビックカメラ取締役副社長執行役員総務本部長兼法務部長 平成28年9月 同社取締役副社長 副社長執行役員 平成28年11月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ビックカメラ代表取締役副社長 副社長執行役員</p> <p>■選任理由 川村仁志氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会の意思決定に際して適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、業務執行取締役でない取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラの代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社との間で、当社番組のスポンサー契約を締結しております。 同氏は過去5年間に当社の親会社である株式会社ビックカメラにおいて下記のとおり業務を執行しておりました。 平成25年1月 取締役副社長 平成27年9月 取締役副社長執行役員総務本部長兼総務部長 平成28年4月 取締役副社長執行役員総務本部長兼法務部長 平成28年9月 取締役副社長 副社長執行役員 平成28年11月 代表取締役副社長 副社長執行役員（現任）</p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。</p>	1,800株

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤秀行氏及び竹内宏二氏は任期満了となりますので、新任候補1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">いとう ひでゆき 伊藤 秀行 (昭和19年4月17日生)</p>	<p>昭和38年4月 東京国税局入局 平成14年7月 雪谷税務署税務署長 平成15年7月 税理士登録 平成15年7月 株式会社ビックカメラ総務部担当部長 平成16年11月 同社常勤監査役 平成23年1月 株式会社理論社監査役 平成24年11月 当社常勤監査役（現任）</p> <p>■選任理由 伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査に有用な意見を頂くため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。 同氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラを、平成24年11月に退職しております。 同氏は過去5年間に当社において業務執行者であったことはありません。 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。 同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>	3,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
2 (※)	よこやま ひろし 横山 浩司 (昭和30年3月22日生)	<p>昭和52年4月 小西六写真工業株式会社（現コ ニカミノルタ株式会社）入社 平成13年6月 コニカ ビジネスマシン株式会社 （現コニカミノルタジャパン株式 会社） 出向 経理部長 平成18年4月 コニカミノルタビジネスソリュー ションズ株式会社（現コニカミノ ルタジャパン株式会社） 取締役経 理業務統括部長兼経理部長 平成22年4月 コニカミノルタ株式会社経理部長 平成27年3月 同社退職</p> <p>■選任理由 横山浩司氏は、事業会社の経理担当取締役として、財務・会計及び経営全般に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める新任の社外監査役候補者であります。 同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。 本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>	- 株

(注) ※は新任の監査役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 石原尚氏の選任決議が効力を有する期間は、会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、本総会開始の時までであり、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。同氏は、法令に定める社外監査役の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、社外監査役となります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>いしはら たかし 石原 尚 (昭和27年7月18日生)</p>	<p>昭和51年4月 東京国税局入局 平成19年7月 京橋税務署国際税務専門官 平成20年9月 税理士登録 石原税理士事務所開設(現任) 平成27年6月 東京税理士会板橋支部副支部長(現任) (重要な兼職の状況) 石原税理士事務所 税理士 東京税理士会板橋支部副支部長</p> <p>■選任理由等 石原尚氏は、税務面の豊富な経験と幅広い見識をもとに、法令に基づいた客観的かつ適切な意見を頂けるものと判断し、引き続き社外監査役の補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。 同氏は、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験、幅広い見識を有しており、社外監査役として期待しうる十分な資質を備えているものと判断し候補者としております。 同氏が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。 同氏が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	<p>- 株</p>

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、平成19年11月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内とすることをご承認をいただいておりますが、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対するインセンティブを従来以上に一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数

は500個を上限とする。ただし、本総会決議の日後、上記（1）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

（8）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

全体的概況

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済や政策に関する不確実性の高まりやアジア地域を巡る地政学的リスクの高まり等により、先行き不透明な状況にありますが、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、各種の政策効果もあり、景気は穏やかな回復基調となりました。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の71.5%（「BS世帯普及率調査」(株)ビデオサーチ調べ）で推移しており、またBSデジタル放送事業を含む衛星放送メディア分野の広告費は前年比で3.9%の伸長、中でもBS放送の広告費は、前年比で4.0%増と堅調に推移しております（「2016年日本の広告費」(株)電通調べ）。

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで人々に感動を与え幸せな社会づくりに貢献します」を経営理念として、「豊かで癒される教養・娯楽番組と中立公正な報道・情報番組を発信し『価値ある時間』を約束します」との経営ビジョンに基づき、良質な番組制作に引き続き邁進いたしました。

平成28年10月には、良質な番組制作による視聴世帯数増加を目的として、別所哲也さんをメインキャスターに、今起きていることを分かりやすく「知りたい」に応える報道番組『報道ライブINSIDEOUT』をより視聴しやすい時間に移動し放送、プロレスの面白さや選手の情報を伝える『全日本プロレス イレブン』の放送を開始するとともに、昭和という激動の時代を駆け抜けたスター達を当時の貴重な映像とともにお届けする『あのスターにもう一度逢いたい』なども引き続き放送いたしました。また、スポーツコンテンツのより一層の強化を図るため、『平成28年度全日本学生柔道体重別選手権大会』、『BS11ソフトボール中継 日本女子ソフトボールリーグ』を放送いたしました。

平成29年4月の番組改編では、ゴールデンタイムの一新を図り、タレントの島崎和歌子さんを司会に、毎回豪華なゲスト歌手が視聴者のリクエストに応え、昭和の名曲を歌いあげる『あなたが出会った 昭和の名曲』、歌舞伎俳優の尾上松也さんが著名な学者や歴史に造詣が深い作家や俳優とともに、今に残る史料だけでは見えてこない歴史ミステリーに迫る『尾上松也の謎解き歴史ミステリー』、京都在住の俳優、本上まなみさんが奥深い魅力に満ちた京都の歴史・文化・風物詩を紹介する『京都浪漫～美と伝統を訪ねる～』をレギュラー番組として放送、同年7月にはタレントの森口博子さんを司会に、幅広い世代のゲストを迎え、珠玉のアニメソングをオリジナルアレンジでお届けする音楽番組『Anison Days』の放送を開始いたしました。

さらに「開局10周年特別番組」と銘打って、平成28年12月に単発番組として放送し、好評を博した『高橋英樹のクイズ!なるほど歴史館』、輝かしい昭和の時代を懐かしの映像とともに振り返る『あの時代にもう一度逢いたい』、日本アニメが

誕生して今年で100年、その歴史を貴重な映像とともに振り返る『にっぽんアニメ100年史』、急激な高度経済成長を遂げた昭和の時代を、タレントのビートたけしさんと豪華タレントの方々が議論し、後世に残したい昭和のレガシーを認定し表彰する『たけしの北野レガシー』などを放送、特別番組にも積極的に取り組みました。

ローカル局とのコラボレーション施策の一環といたしまして、平成29年4月に『京都夜桜生中継2017～世界遺産 花絵巻～』、同年8月には『生中継！京都五山送り火2017』をKBS京都との共同製作でお送りいたしました。

また、アニメファンから根強い人気を誇る『ANIME+』において、実写映画化もされた人気小説を原作としたアニメ『サクラダリセット』、人情味あふれるストーリーと魅力的なキャラクターたちが登場する大人気の妖怪ストーリー『妖怪アパートの幽雅な日常』、思春期の少年少女が織りなすかけがえのない青春の日々を描いた『徒然チルドレン』を放送、製作委員会への出資も行いました。さらに人気の映画『バイオハザード』シリーズを一举放送、話題の作品にこだわったアニメ、ドラマ、映画編成等が、売上増加に寄与いたしました。

費用面につきましては、引き続き番組関連費用等の効率的なコントロールに努めながら、番組宣伝のための施策として、全国紙・地方紙への広告出稿を戦略的に実施したほか、首都圏主要駅周辺への看板掲出など、様々な媒体を活用した広告宣伝施策を実施いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 11,569,138千円（前年同期比 13.3%増加）となりました。営業利益は 2,227,811千円（前年同期比 5.6%増加）、経常利益は 2,231,997千円（前年同期比 4.4%増加）、当期純利益は 1,518,031千円（前年同期比 3.9%増加）となりました。

部門別概況

部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比
放送事業収入	千円 11,296,908	% 97.6
その他収入	272,230	2.4
合計	11,569,138	100.0

2. 資金調達及び設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は、221,475千円であります。その主な内容は、空調設備増設改修工事一式 131,570千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当事業年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第16期	第17期	第18期	第19期
		(平成26年8月期)	(平成27年8月期)	(平成28年8月期)	(当期) (平成29年8月期)
売 上 高 (千円)		7,869,683	8,865,501	10,212,123	11,569,138
営 業 利 益 (千円)		1,692,206	1,960,069	2,108,708	2,227,811
経 常 利 益 (千円)		1,675,424	1,912,241	2,137,267	2,231,997
当 期 純 利 益 (千円)		1,240,538	1,216,693	1,460,610	1,518,031
1株当たり当期純利益 (円)		77.67	68.34	82.04	85.27
総 資 産 (千円)		13,208,365	14,942,281	15,980,479	17,255,631
純 資 産 (千円)		12,093,142	13,087,301	14,280,870	15,496,211
1株当たり純資産 (円)		679.29	735.13	802.17	870.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 当社は、平成25年12月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を10,930,136株(持株比率 61.40%)保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
 該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の2点です。

①-1 「4つの力」の強化

当社は、持続的成長に必要な「企画力」、「キャスティング力」、「マーケティング力」、「プロデュース力」の強化を基本戦略と位置付けております。

皆様のニーズを的確に捉えた企画立案、こだわりのキャスティングによる、価値のある映像作成、充実したデータベースの分析と活用による潜在的な需要喚起と、より効果的な戦略実行、皆様の役に立つ、質の高い情報・番組を提供・制作、これら4つの「力」を強化してまいります。

①-2 「5本の矢」の強力な推進

「4つの力」を具現化する重点施策を「5本の矢」と位置付け推進しております。

1. 「自社制作番組の充実と拡大」…より良い番組への経営資源の集中
2. 「情報番組の選択と拡大」…プレミアエイジへのホスピタリティ強化
3. 「アニメ番組の強化」…得意分野の更なる強化
4. 「ローカル局とのコラボ」…当社の強みを活かした差別化施策
5. 「スポーツコンテンツの充実」…新たなニーズの発掘と「癒し」や「楽しみ」の提供

以上、「5本の矢」を強力に推進することにより、経営戦略及び中期経営計画の達成を目指してまいります。

② 収益基盤の多角化

当社の収益基盤は、一部の番組に、より比重が高いものとなっており、これらの収益番組をより盤石なものとする一方、新たな収益の柱となる強力なコンテンツの製作・獲得が喫緊の課題であると認識しております。

人気アニメーションへの製作投資等についても積極的に行ってまいり所存です。これら以外にも、優良な海外・国内ドラマなどのコンテンツ獲得又は当社が有する優良なコンテンツの海外への番組販売などに対し積極的に取り組むことにより、新たな収益源の獲得に努めてまいります。

7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他収入	番組制作料、番組販売料他

8. 主要な営業所

本社 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

9. 使用人の状況

区 分	使用人数		平均年齢
	当期末	前期比増減	
男性	61名	2名増	42.3歳
女性	25名	2名増	39.2歳
合計又は平均	86名	4名増	41.4歳

- (注) 1. 使用人数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 使用人数には、派遣社員13人は含まれておりません。
 3. 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,802,698株 (自己株式134株を除く)
 (3) 資本金 4,183,198千円
 (4) 株主数 22,142名
 (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ビックカメラ	10,930,136	61.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	577,300	3.24
MSCO CUSTOMER SECURITIES	374,900	2.11
株式会社テレビ東京ホールディングス	210,000	1.18
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	200,000	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	123,200	0.69
株式会社毎日映画社	111,340	0.63
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	102,800	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	101,300	0.57
内藤 征吾	100,100	0.56

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項（平成29年8月31日現在）

1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	齋藤知久	経営戦略局担当
専務取締役	小野寺徹	マーケティングコミュニケーション室・編成局・制作局・営業局・ソリューション営業局・報道局・技術局担当
取締役	二木啓孝	編成局長 兼 編成部長
取締役	下野芳裕	経理局長 兼 内部統制・コンプライアンス・マイナンバー制度担当
取締役	田崎勝也	ソリューション営業局長
取締役	平山直樹	経営戦略局長 兼 秘書室長
取締役	新井良亮	株式会社ルミネ取締役会長 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役
取締役	山口香	筑波大学体育系准教授 コナミホールディングス株式会社社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 公益財団法人全日本柔道連盟監事 公益財団法人日本サッカー協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事
取締役	川村仁志	株式会社ビックカメラ代表取締役副社長 副社長執行役員
常勤監査役	伊藤秀行	
監査役	竹内宏二	
監査役	小椋英正	東京短資株式会社常務執行役員経営管理部長 兼 審査部長 株式会社エクソーラメディカル社外取締役

- (注) 1. 取締役新井良亮氏及び山口香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役新井良亮氏及び山口香氏、監査役小椋英正氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役伊藤秀行氏及び小椋英正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定によ

り、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。

5. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。平成29年8月31日現在における執行役員は次の6名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員制作局長兼技術局長	遠 藤 寛
執行役員報道局長	鈴 木 達 郎
執行役員営業局長兼営業部長	羽 川 寛
執行役員制作局専任局長	磯ヶ谷 好 章
執行役員編成局専任局長	川 上 郁 夫
執行役員営業局業務推進部長	阿久井 香 織

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	138,150千円 (9,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22,200千円 (18,600千円)
合 計	12名	160,350千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額500万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役新井良亮氏は、株式会社ルミネの取締役会長及び株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・取締役山口香氏は、筑波大学体育系准教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役並びに東京都教育委員会委員、公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人全日本柔道連盟監事、公益財団法人日本サッカー協会理事、公益財団法人バレーボール協会理事を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・監査役小椋英正氏は、東京短資株式会社常務執行役員経営管理部長兼審査部長及び株式会社エクソーラメディカルの社外取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 新井良亮	15回	93.8%	-回	-%
取締役 山口香	16回	100%	-回	-%
監査役 伊藤秀行	16回	100%	14回	100%
監査役 小椋英正	16回	100%	14回	100%

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

1. 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を取締役等に周知徹底させる。
- (2) 取締役社長がコンプライアンス委員長及び委員を指名し、社内に委員会事務局を設置する。公益通報の窓口を当社が委託する法律事務所に設置する。コンプライアンス委員会事務局は、取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、取締役等のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規定に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「文書管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長がリスク管理担当役員を指名し、リスク管理の統括部門は経営戦略部とする。リスク管理担当役員並びに経営戦略部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
- (2) 定期的にリスク管理委員会を開催し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 経営会議は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決議事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うものとする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、番組検討会・経営幹部会等の諸会議を開催し、その検討結果を経て経営会議及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき月次業績を適時に把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」その他必要な規程類に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- (2) リスク管理統括部門は、当社のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- (3) コンプライアンス委員会事務局は、当社の取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (4) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、最適化、改善を図る。
- (5) 当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら適切に業務を行い、企業グループとして社会的責任を全うするため、必要に応じて情報を共有する。
- (6) 当社は、少数株主保護のため、親会社等との取引等に際しては、当該取引等の必要性及び当該取引条件が第三者との通常の見積りの条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図ると

もに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。

- (2) 取締役会は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制監査を実施し、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各所管部門は、早急にその対策を講ずる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また「企業行動憲章」を取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応手法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との関わりを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、「契約管理規程」に「反社会的勢力との関わりに関する調査・確認」の条項を設け、締結する契約書には行為規範条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規定上反社会的勢力との関わりがないことの確認を義務化している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ① 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ② 内部監査室の活動概要
 - ③ 当社の内部統制に関する活動概要
 - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (2) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (4) 監査役は、職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役は、職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (5) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (6) 監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

Ⅶ 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システムの整備に関する基本方針」に沿った内部統制システムの整備及び運用状況は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
 - ・「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容を報告している。
 - ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
 - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第19期において13回の内部監査を実施した。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
 - ・定期的にリスク管理委員会を開催し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、第19期において、取締役会（定時12回、臨時4回）、経営会議（定時22回、臨時18回）等を開催した。
 - ・月次業績について、取締役会及び経営会議において適時に報告している。
- (5) 業務の適正を確保するための体制
 - ・コンプライアンス担当部門及び関係部門は、法令研修（マイナンバー制度等）、インサイダー研修等を開催している。また、親会社のコンプライアンス担当部門及び関係部門が、グループ全体を対象として開催する法令研修等にも参加している。
 - ・経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を図っている。
 - ・親会社との間で、企業グループとしての社会的責任を全うするため、経営の独立性を確保しながら情報共有を図っている。
 - ・少数株主保護のため、親会社等との取引等については、取締役会等において

取引の内容等の検討及び確認を十分に実施している。

- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。
- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
 - ・「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
 - ・取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役は職務を補助すべき使用人として、内部監査室から1名を監査役補助使用人として選定している。
- (9) 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は取締役会等に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
 - ・監査役は代表取締役、非業務執行取締役、会計監査人等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を図っている。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はBSデジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的且つ健全な経営の維持に努めるとともに、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第19期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。

なお、当期の配当につきましては、1株当たり期末配当18.0円といたしたいと存じます。

貸借対照表

平成29年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,252,676	流 動 負 債	1,694,066
現金及び預金	8,031,328	買 掛 金	412,056
売 掛 金	1,990,925	リ ー ス 債 務	232
番組勘定	67,783	未 払 金	490,555
貯 蔵 品	544	未 払 費 用	255,398
前 払 費 用	40,388	未 払 法 人 税 等	427,013
繰延税金資産	114,935	未 払 消 費 税 等	57,099
その他	6,870	前 受 金	28,485
貸倒引当金	△100	預 り 金	23,225
固 定 資 産	7,002,954	固 定 負 債	65,352
有 形 固 定 資 産	6,761,205	リ ー ス 債 務	36
建 物	2,467,185	退 職 給 付 引 当 金	50,806
構 築 物	1,903	そ の 他	14,509
機 械 及 び 装 置	168,815	負 債 合 計	1,759,419
工 具、器 具 及 び 備 品	88,292	純 資 産 の 部	
土 地	4,034,756	株 主 資 本	15,496,211
リ ー ス 資 産	251	資 本 金	4,183,198
無 形 固 定 資 産	14,867	資 本 剰 余 金	3,516,989
商 標 権	2,364	資 本 準 備 金	3,516,989
ソ フ ト ウ ェ ア	6,421	利 益 剰 余 金	7,796,163
その他	6,081	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,796,163
投 資 そ の 他 の 資 産	226,882	繰 越 利 益 剰 余 金	7,796,163
投 資 有 価 証 券	104,750	自 己 株 式	△139
繰延税金資産	17,001	純 資 産 合 計	15,496,211
差 入 保 証 金	34,058	負 債 純 資 産 合 計	17,255,631
その他	71,072		
資 産 合 計	17,255,631		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

〔 自 平成28年 9月 1日
至 平成29年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,569,138
売 上 原 価		5,327,572
売 上 総 利 益		6,241,565
販売費及び一般管理費		4,013,754
営 業 利 益		2,227,811
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	70	
受 取 配 当 金	2,075	
そ の 他	2,953	5,098
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	741	
そ の 他	170	912
経 常 利 益		2,231,997
税 引 前 当 期 純 利 益		2,231,997
法人税、住民税及び事業税	735,212	
法人税等調整額	△21,245	713,966
当 期 純 利 益		1,518,031

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

〔 自 平成28年9月1日
至 平成29年8月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当期末残高	4,183,198	3,516,989	6,580,778	△96	14,280,870	14,280,870
当期変動額						
剰余金の配当			△302,646		△302,646	△302,646
当期純利益			1,518,031		1,518,031	1,518,031
自己株式の取得				△43	△43	△43
当期変動額合計	—	—	1,215,385	△43	1,215,341	1,215,341
当期末残高	4,183,198	3,516,989	7,796,163	△139	15,496,211	15,496,211

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・15～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	968,692千円
2. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	11,728千円
関係会社に対する短期金銭債務	8,222千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
金銭債務	4,416千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	206,520千円
売上原価・販売費及び一般管理費	133,461千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,802,832	—	—	17,802,832

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94	40	—	134

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月16日 定時株主総会	普通株式	302,646	17.00	平成28年8月31日	平成28年11月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年11月14日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	320,448千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	18円00銭
④ 基準日	平成29年8月31日
⑤ 効力発生日	平成29年11月15日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

番組勘定	20,720千円
未払事業税	23,020千円
未払費用	56,911千円
退職給付引当金	15,556千円
その他	15,727千円
繰延税金資産小計	131,936千円
評価性引当額	- 千円
繰延税金資産合計	131,936千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

必要資金は通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握をすることによってリスク低減を図っております。投資有価証券は全て非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,031,328	8,031,328	—
(2) 売掛金	1,990,925	1,990,925	—
資産計	10,022,253	10,022,253	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	平成29年8月31日
非上場株式	104,750

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、時価開示の対象としておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱ビックカメラ	東京都豊島区	23,237	家電製品等の販売	被所有直接61.41	当社番組のスポンサー契約	放送収入他	206,520	売掛金	11,728

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 放送収入他については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 870円44銭
- 1株当たり当期純利益金額 85円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月11日

日本BS放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本 道之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本BS放送株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月13日

日本BS放送株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 秀行 ㊟

監査役 竹内 宏二 ㊟

監査役 小椋 英正 ㊟

(注) 監査役伊藤秀行及び監査役小椋英正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内

本総会は、開催場所が昨年と異なります。ご注意ください。

会場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール



(交通のご案内)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- | | | | |
|--------|-------------|-----------------|-------|
| ■東京メトロ | 千代田線 「大手町駅」 | 神田橋方面改札より | 徒歩約4分 |
| | 半蔵門線 「大手町駅」 | 皇居方面改札より | 徒歩約5分 |
| | 丸の内線 「大手町駅」 | 丸の内方面改札より | 徒歩約7分 |
| | 東西線 「大手町駅」 | 中央改札より | 徒歩約9分 |
| | | 「竹橋駅」 大手町方面改札より | 徒歩約3分 |
| ■都営地下鉄 | 三田線 「大手町駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約7分 |

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。